

各 位

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長
(公印省略)

令和8年度 第1回高所作業車運転技能講習の開催について

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行する運転を除く）は、労働安全衛生法施行令及び同規則により運転技能講習を修了した者でなければ、運転業務に従事できないことになっております。

当支部はこの運転技能講習を下記要領により開催します。

記

1. 受講対象者（次の何れかの資格を有する者であって、満18歳以上の者）

- ①建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
 - ②道路交通法の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許（第一種、第二種免許含む）又は準中型自動車免許を有する者
 - ③フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者
 - ④移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
- ※申込時に免許、修了証等が発行されていること

2. 開催日時及び場所

（学科）受講対象者 1の①②③の方

日時 令和8年6月4日（木）～5日（金）（2日間講習）

場所 倉吉市東巖城町12 「中部建設会館」

受講対象者 1の④の方

日時 令和8年6月4日（木）

場所 倉吉市東巖城町12 「中部建設会館」

（実技） 日時 令和8年6月9日（火）～10日（水）のうち1日

場所 東伯郡湯梨浜町中興寺「東郷梨選果場」

※実技日はこちらで振り分けます。希望がある方は申込締切日までに連絡してください。

3. 定員 40名

4. 受講料他 ※建災防鳥取県支部会員の方にはテキスト代を助成します。

受講対象者 1の①②③の方

区分	受講料（税込）	テキスト代	合計
会員	39,600円	—	39,600円
会員外	39,600円	2,420円	42,020円

受講対象者 1の④の方

区 分	受講料（税込）	テキスト代	合 計
会 員	37,400 円	—	37,400 円
会員外	37,400 円	2,420 円	39,820 円

申込締切後のキャンセルは返金いたしません。

5. 講習科目及び講習時間

(学科) 学科は、所持資格により講習時間が異なります。

1の①②③該当者

(1日目) 8:55～16:10 8:40分受付

- ・オリエンテーション 5分間
 - ・作業に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識 5時間
 - ・関係法令 1時間
- (途中昼休憩 50分)

(2日目) 9:00～12:10 8:40分受付

- ・運転に必要な一般的事項に関する知識 2時間
- ・修了試験 1時間

1の④該当者 8:55～17:15 8:40分受付

- ・オリエンテーション 5分間
 - ・作業に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識 5時間
 - ・関係法令 1時間
 - ・修了試験 1時間
- (途中昼休憩 50分)

(実技) 8:55～17:00

- ・オリエンテーション 5分間
 - ・作業のための装置の操作 6時間
 - ・修了試験 1時間
- (途中昼休憩 1時間)

※講習を遅刻又は早退し時間数不足の場合は、講習を修了したことはありません。

6. 申込締切日 令和8年5月18日(月) 定員になり次第締め切ります。

7. 修了証の交付

所定の時間をすべて受講しかつ筆記試験及び実技試験に合格した者に対して、後日交付します。

8. その他

この講習は人材開発支援助成金(建設業労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の助成金支給対象講習です。詳細等は、お近くのハローワークにお問い合わせ下さい。

講習会申込要領

1. 申請書類

①受講申請書

②写真 (3.0cm×2.4cm) 1枚

裏面に氏名を記載し、申請書に糊付けしてください。

印刷の場合は写真専用用紙に印刷してください。コピー用紙に印刷してあるもの、頭、あごがきれているものは受付できません。

③本人確認書類の写し

氏名・生年月日が確認できる公的書類 (運転免許証、マイナンバーカード (表面))

④資格を証する書面の写し

⑤受講票は原則として受講生の現住所宛送付いたしますが、事業所に送付希望の場合は宛先明記の返信用封筒を1枚添付して下さい。(切手不要)

④旧姓及び通称の併記を希望する場合は申込書に記入し、以下の書類を提出してください。

(修了証には氏名と併せて括弧書きで表示します)

- ・旧姓 戸籍謄本 (原本) のほか、旧姓を併記した住民票 (原本) 又は運転免許証の写し
- ・通称 住民票 (原本) 又はそれに類する証明書

2. 申込書送付先

〒680-0022 鳥取市西町2丁目310

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

Tel 0857-24-2281 Fax 0857-24-2283

3. 受講料振込先

申請書受付後、請求書を郵送しますので、期日までに指定口座に振り込んで下さい。

山陰合同銀行鳥取県庁支店 普通預金 2111784

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

※申込締切後の取消、欠席の場合受講料は返金いたしません。

受講申請書記入上の注意

- 1、申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入してください。(略字不可 高、崎など)
- 2、記入した内容の訂正は二重線で消したうえで余白に記入してください。訂正印は不要です。修正液、修正テープ等は使用しないでください。
- 3、申込日を必ず記入してください。

様式第1号		高所作業車運転技能講習 受講申請書		写真 縦 3.0cm× 横 2.4cm 正面・無帽 裏面に氏名を記 載のうえ貼付
ふりがな		生 年 月 日		
氏 名 <small>併記をする場合の旧姓又は通称(希望者のみ記入)</small>		昭和・平成		
		年 月 日 (歳)		
現住所		〒 ー		
所属事業所	事業所名			建災防鳥取県支部
	住所	〒 ー		会 員 会 員 外
		TEL	FAX	
連絡先		緊急時等に連絡のとれる電話番号を記入してください 事業所・自宅・携帯・その他() TEL ー ー		
一部免除対象者 <small>該当する資格に✓をし、資格の写しを添付してください。</small>		<input type="checkbox"/> ①建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 <input type="checkbox"/> ②道路交通法の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許(第一種、第二種免許含む)又は準中型自動車免許を有する者 <input type="checkbox"/> ③フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者 <input type="checkbox"/> ④移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者		

年 月 日 申込 (必ず記入してください)

建設業労働災害防止協会 鳥取県支部長 様

記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申込者氏名
(受講者本人自署)

【申込書記入にあたっての注意事項】

- この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 訂正は二重線で消して余白に記入してください。訂正印は不要です。修正液、修正テープは使用しないでください。

※建災防記入欄

実施管理者	担当者	受付番号

添付書類

受講資格を証明する修了証・運転免許証等の写しを添付